

令和7年5月12日以降に債権差押命令を申立てされる方へ

令和7年5月12日以降受理した事件につき、配達日指定上申に対応しない取扱いに運用を変更いたします。それに伴い予納郵便切手の金額及び内訳が変更されます。

つきましては、同日以降の申立てについては、次のとおりの郵便切手を予納していただくようご協力ください。

(令和6年10月1日郵便料金改定に対応)

予納郵便切手一覧表(債権執行)										
東京地方裁判所民事第21部債権執行係										
申立て種類		予 納 郵 便 切 手						合計	うち申立書に執行費用として計上できる額	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
①	債権・その他財産権差押命令	5枚	10枚		5枚	5枚	5枚	4,000円	陳述催告あるとき 3,320円 陳述催告ないとき 2,660円	
	債務者1名増えるごとの加算基準	2枚	2枚		1枚	1枚		1,290円	1,220円	
	第三債務者1名増えるごとの加算基準(陳述催告あり)	3枚	3枚		2枚	3枚		1,990円	1,880円	第三債務者は、送達先ごとに1名として計算する。
	第三債務者1名増えるごとの加算基準(陳述催告なし)	2枚	2枚		1枚	1枚		1,290円	1,220円	同 上
②	転付命令 (差押命令発令後に申し立てる場合)	4枚	5枚					2,550円		当事者1名増すごとに500円×2枚、110円×2枚(合計1,220円分)を追加
③	売却命令 譲渡命令	8枚	5枚	10枚	5枚	15枚	5枚	6,150円		当事者1名増すごとに500円×2枚、100円×2枚、20円×1枚(合計1,220円分)を追加 評価を伴う場合は、500円×4枚、100円×3枚、10円×3枚(合計2,330円分)を追加
④	執行異議	8枚	6枚	5枚		7枚	20枚	5,500円	※収入印紙 500円	当事者1名増すごとに500円×4枚、110円×2枚、100円×4枚、20円×9枚、10円×20枚(合計3,000円分)を1組追加
⑤	執行抗告								※収入印紙 1000円	

(注)重量超過や速達等の場合には、切手の追納が必要となる場合があります。